



島根県報

平成30年6月5日（火）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第410号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領386番2地先から同番3地先まで	前	メートル 8.33～ 19.06	メートル 108.54	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	19.06～ 57.48	108.54	
〃	木次直江停車場線	雲南市木次町里方10007番1地先から同1370番47地先まで	前	3.50～ 15.10	188.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.70～ 29.80	188.00	
〃	青原停車場線	鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ635番1地先まで	前	A 5.00～ 19.20	391.30	益田県土整備事務所津和野土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 起点変更
		鹿足郡津和野町富田イ292番1地先から同イ635番1地先まで		B 7.60～ 15.40	149.50	
		鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ635番1地先まで	後	A 5.00～ 19.20	391.30	
		鹿足郡津和野町富田イ283番2地先から同イ635番1地先まで		B 5.80～ 15.40	184.70	

島根県告示第411号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田八神線	飯石郡飯南町獅子72番2地先から同地先まで	メートル 67.00	平成30年 6月5日	雲南県土整備 事務所	
〃	上久野大東線	雲南市大東町篠淵633番1地先から同655番2地先まで	83.23	平成30年 6月5日		
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木1301番14地先から同番10地先まで	156.00	平成30年 6月5日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	